

## 京都市立病院紀要投稿規定

1. 本誌は京都市立病院の機関誌として年2回発行する。
2. 原則として投稿者は本院の職員とする。但し当院職員以外の者であっても編集委員の承認を得た場合はこの限りでない。
3. 本誌の内容は主に医学およびこれに関連ある内容の論文とし、その他学術活動を広く記録する。なお論文は他誌に未発表のものに限る。また、本誌に投稿される研究・症例等患者を対象とした研究については、「執筆要項の倫理規定」を遵守すること。
4. 掲載論文の採否は編集委員が査読したうえで編集委員会で決定する。また、審査の結果、修正、削除、加筆を依頼することがある。内容等については著者が全責任を負うものとする。
5. 原稿執筆の要領は次のとおりとする。
  - 1) 原稿はワープロ原稿で、プリント原稿A4版を用い、原則として邦文とし、横書き、平カナ、当用漢字、現代カナ使いを使用する（デジタルデータを添付すること。入力方法等については、別に定める）。
  - 2) 論文には英文タイトルおよびローマ字による著者名を併記する。
  - 3) 論文には5コ以内の日本語キーワードとそれに対応する英語のキーワードをそれぞれの要旨、Abstractのあとにつける。
  - 4) 論文には最初200字程度の和文要旨と最後に英文抄録をつける。
  - 5) 論文は総説、原著は400字詰原稿用紙15枚、図表10枚以内、症例報告の場合は（図表をあわせ）原稿用紙15枚以内を原則とする。
  - 6) 図表原稿は明瞭に書き標題をつける（図は下方に、表は上方に）、写真は手札型のをA4版用紙に貼付する。デジタル原稿（本文・画像・図表）はデータファイルとプリント版をつける。
  - 7) 図表、写真の挿入箇所は原稿用紙の右欄に朱書する。
  - 8) 日本語で表せる用語は、できるだけ日本語で表し、外国語をさける。ただし、外国人名、地名、酵素名、生化学的な物質名、薬品名は、原則として原語またはカタカナを用いる。また、略名は最初の表記をフルネームにしカッコして略名も書くこと。
  - 9) 度量衡はC.G.S単位とし、km, mm, l, dl, kg, g, mg, mEq/l, mg/dlなどを用い、数字は算用数字を用いる。
  - 10) 引用文献は出現順に番号を付し、本文の終わりにまとめて記載する。

外国誌はList of Journals indexed for Medline, 邦文誌は公式の略称または医学中央雑誌収載目録による。

雑誌の場合……著者名は3名まで全員を記載する。4名以上の著者の場合は3名までを記載し、「他」あるいは外国語文献の場合は「et al」とする。：表題 雑誌名 年号（西暦）；巻：頁-頁。

単行本の場合……著者名：題名。（in）書名、編著者名、出版地、出版社、出版年、ページを記入する。
6. 編集の都合により原文の論旨を変えない範囲で著者に訂正を求めることがある。
7. 校正は著者が行い、誤植の訂正程度にとどめる。版の組みかえは行わない。
8. 掲載料は無料とする。別刷は論文一編に20部とする。それ以上は実費を徴収する。
9. 掲載原稿は原則として返還しない。返還を希望するものはあらかじめ編集委員に申し出ること。
10. 論文提出期日、編集要旨については編集委員会より別に定め掲示する。メ切りは厳守されたい。
11. 倫理規定

医学研究のための研究・症例報告は、医学・医療の進歩に貢献するための重要な役割を果たしている。しかし、患者の生命、健康、プライバシーおよび尊厳をまもることは、医療者・研究者側の責務である。本誌に掲載する論文等において、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報には十分な配慮をしなければならない。患者のプライバシー保護のために以下のとおり定める。

  - 1) 患者個人の特定が可能な氏名、ID、イニシャルまたは「呼び名」などの愛称は記載しない。
  - 2) 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域までは記載することを可とする。（京都府、京都市など）
  - 3) 治療経過の日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合はよい。
  - 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
  - 5) 既に他施設において診断・治療を受けている場合は、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合は、この限りではない。
  - 6) 人物写真の使用が不可欠な場合、目の部分を隠すなど対象者の身元が特定できないように配慮する。目患の場合は、顔全体がわからないように考慮する。
  - 7) 症例を特定できる生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号などは削除する。

以上の事項を配慮してもなお個人が特定化される場合には、発表に関する同意を患者（あるいは家族）から得るか、当院の倫理委員会に検討を要請し承認を得ることとする。同意を得た場合は、その旨掲載記事に示さされていることとする。

すべての医学研究のための基本原則は、世界医師会総会において承認されたヘルシンキ宣言に基づく。
12. 著作権
  - 1) 本誌掲載された論文の著作権は京都市立病院に帰属する。（著作権法 第27条翻訳権・翻案権、第28条二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）なお、本誌に掲載された論文等の著作物は、原則として電子化（PDF形式等）し、近畿病院図書室協議会共同リポジトリを通じてコンピュータネットワーク上に公開する。
  - 2) 投稿する前に考慮すべき点として、重複または二重掲載のないこと（既に掲載されたことのある論文と本質的にオーバーラップしない）学術集会において発表された報告など会議録もしくはそれに類似する形式の掲載以外正式に出版されていない場合は、その投稿を妨げる者ではない。
  - 3) 投稿する論文に載せる図表（写真も含む）が既に公表された者である場合、オリジナルの出典を明示し、著作権所有者の書面による承諾を得ること。万一、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合は執筆者がその責を負う。

---

## 編集委員会

委員長	岡野 創造		
委員	竹中 秀也	井内 盛遠	田村 真一
	森 友彦	長谷川 和昭	藤本 輝
	前田 景子	谷口 裕美	山本 安澄
	大野 恵一	本田 法子	小林 慎司
	谷口 美樹	岡村 寿子	

---

## 編集後記

年号が令和になって初めての京都市立病院紀要ができあがりました。年に1回病院の各部門が研究成果を発表する合同研究発表会も16回目となりました。ここでは各部門の新しい取り組みや振り返り、参加してきた外部の研修会の内容などがまとめられています。

病院が発展するには、各職員が担当している目の前の課題に取り組むだけでなく他部門の抱えている課題などを知ったうえで病院全体の現状や向かうべき方向性を知る必要があります。

ところで、社会学の研究からは、噂話すなわち伝言によってまとまっている集団の「自然な」大きさの上限がおおよそ150人であることがわかっています（ユヴァル・ノア・ハラリ著「ホモサピエンス全史」より）。つまり院長先生が会議などで現状の問題点や将来へ向けたビジョンを述べられても、そのお考えが900人以上もいる京都市立病院の職員の共通認識として広まることはかなり難しいということです。何らかの工夫が必要だということです。院長先生からの掲示板のコメント等を漏れなく読むことはもちろん大切ですが、同発表会の発表内容も院長先生からのメッセージを理解したり補うのに役立つのではないかと考えております。ぜひご一読くださいますようお願いいたします。

海外研修報告も3題収録しており、そちらも興味深い内容となっております。

これからもよりよい病院誌を作るよう編集委員一同努力して参ります。何か意見がございましたら、編集委員までお知らせください。

紀要編集委員長 岡野創造（小児科部長）

---

## 京都市立病院紀要 第39巻 第1号（通巻55号）2019年

令和元年9月9日 印刷

令和元年9月15日 発行

編集者 京都市立病院紀要編集委員会

発行者 森 本 泰 介

発行所 地方独立行政法人京都市立病院機構京都市立病院

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1-2

電話 (075) 311-5311番

印刷所 株式会社 大光社

---